〇同行援護サービス費の算定構造(案)

	基本部分	1	注 級ヘル パー等に り行われ	注 2人の同行 援護従業者 による場合	注 夜間もしくは 早朝の場合 又は深夜の場	注 特定事業所 加算	注 特別地域加 算	注 緊急時対応 加算(月2回 を限度)
本 个印刀			場合		合			
イ 身体介 護を伴う場 合	(1) 30分未満 (254単	单位)						
	(2) 30分以上1時間未満 (402単	单位)						
	(3) 1時間以上1時間30分未満 (584単	益位)						
	(4) 1時間30分以上2時間未満 (667単	单位) ×	× 70 / 100		夜間もしくは	特定事業所 加算(I) +20/100		1回につき 100単位 を加算
	(5) 2時間以上2時間30分未満 (750単	1位)		× 200 / 100	早朝の場合 +25/100 特 力	特定事業所 加算(Ⅱ)	+15/100	
	(6) 2時間30分以上3時間未満 (833単	单位)			深夜の場合 +50/100	+10/100 特定事業所		
	(7) 3時間以上 (916単位に30分を増すごとに+83 単	4位)				加算(皿) +10/100		
ロ 身体介 護を伴わな い場合	(1) 30分未満 (105単	单位)	×90/100					
	(2) 30分以上1時間未満 (197単							
	(3) 1時間以上1時間30分未満 (276単							
	(4) 1時間30分以上 (346単位に30分を増すごとに+70単	单位)						

初回加算

(1月につき200単位を加算)

利用者負担上限額管理加算(月1回を限度)

(1回につき150単位を加算)